平成２６年（フ）第５７９号
さいたま市西区大字指扇2530番地　嶋田荘201
債務者　五十嵐啓治
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５９５号
さいたま市大宮区上小町1142番地　パークサイドハイツ101号
債務者　伊牟田哲哉
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
埼玉県八潮市緑町１丁目14番地４
債務者　星　　智美
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
新潟県柏崎市松美１丁目７番21号
債務者　大塚　　泰
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
新潟県長岡市与板町東与板100番地１　五軒町団地市営住宅７号室
債務者　成沢　將雄
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４２５号
札幌市西区山の手５条１丁目２番19号　矢作マンション２号
債務者　岩井　道子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５９号
札幌市中央区南14条西６丁目５番16―1112号
債務者　伊藤　満代
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４５号
札幌市白石区南郷通18丁目北２番37―203号
債務者　齊藤なをみ
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９３号
北海道石狩郡当別町元町104番地２、申立時の住所北海道石狩郡当別町西町27番地８
債務者　中野渡隆信
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９４号
北海道石狩郡当別町元町104番地２、申立時の住所北海道石狩郡当別町西町27番地８
債務者　中野渡玲子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６５号
札幌市豊平区平岸３条14丁目１番11―301号
債務者　鎌田　淳也
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０９号
札幌市東区東苗穂４条１丁目11番23号　シャネルⅡ102号
債務者　茂木　　典（旧姓大井）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８９号
北海道千歳市北斗４丁目７番21号　ビクトリアⅠ102号
債務者　石渕真紀子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９３号
札幌市東区北17条東12丁目１番６―410号
債務者　今野　凱成
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０９号
札幌市中央区南16条西７丁目１番12号　サンハイツザ南16号
債務者　長谷川京子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２１号
札幌市東区北10条東15丁目１番10号　コーポレスポアール102号
債務者　叶内　大志
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３２号
札幌市白石区東札幌３条５丁目１番25―605号
債務者　細貝　　誠
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで札幌地方裁判所民事第４部